

大分県木材会館設計者選定プロポーザルに対する質問（参加表明書に係るもの）に対する回答
 （質問内容は、原則として電子メールで送られてきたものをそのまま表記しています）

番号	項目	質問内容	回答
1	協定書	設計共同体を構成する場合の、協定書は「大分県 CLT 等利用促進協議会」の決まった書式が有るのでしょうか。 存在する場合は、公表を御願ひ致します。 無き場合は、最低限必要な項目を公開して頂けませんか。	決まった書式はありません。 協定書が設計共同体として、一般的に判断できるものであれば結構です。必要な項目は貴者で決めてください。
2	応募資格等	① プロポーザルに関する質問書の提出は参加表明書で応募する代表者でなければなりません。たとえばプロジェクトチームの各担当者や担当営業者のような立場の方々ではだめでしょうか。 ② 共同企業体を構成する場合は、参加表明書に協定書の写しを添付することとありますが、書式の規定はあるでしょうか。 ③ 参加表明書の代表者について ・共同企業体で提出の場合は、設計担当代表者 1 名でしょうか。 ・所属事業所関係は、企業体参加企業毎に記載が必要でしょうか。 ・連絡先は、設計代表者であるべきでしょうか。各プロジェクトチームの代表担当者では不可でしょうか。	①代表者で提出願ひます。 ②質問番号 1 の回答を参照ください。 ③ ・共同企業体の代表者は 1 名です。 ・共同企業体の代表者（応募者）の記載とします。 ・連絡先は設計代表者とします。

3	協定書等	<p>参加表明書の提出…についての説明文中…</p> <p>①受付番号の通知及び明記とは何ですか？</p> <p>②共同企業体を構成する場合の協定書の書式はありますか？</p>	<p>①参加表明書受理後に、県木連（事務局から）応募者あてに通知する受付番号を明記するということです。</p> <p>②質問番号1の回答を参照ください。</p>
4	応募資格等	<p>①【大分県 CLT 等利用促進協議会の会員】</p> <p>どの時点で協議会の会員になっていなければなりませんか。</p> <p>参加表明後に入ることは可能でしょうか。</p> <p>大分県外の事務所でも可能でしょうか。</p> <p>年会費は、いくらでしょうか。</p> <p>②【同協議会が平成 27 年度に実施する研修会に参加した者】</p> <p>今年度に、研修会は、まだ開催されるでしょうか。</p> <p>今後、受けるということでは、参加資格は得られますか。</p> <p>③【研修会資料やこれまでの建築事例等を参考に提案】</p> <p>研修会資料を、いただくことはできますか。</p>	<p>①応募資格者は、プロポーザルの募集開始時点（平成 27 年 9 月 15 日現在）での会員とします。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の入会は、県外事務所でも可能です。（年会費はありません） <p>②今年度の今後の研修会は、現地研修会等を予定しています（時期、場所未定）。</p> <p>③資料等必要であれば連絡願います。送付いたします。</p>
5	参加表明書	<p>応募者名と代表者名が重複しても可能ですか。</p> <p>代表者の押印は認印又は代表印、どちらですか。</p>	<p>重複可能です。</p> <p>「代表者名」の押印は、代表印とします。</p>

6	参加証明書 の作成及び 提出	<p>①設計チームを大分県 CLT 等利用促進協議会の会員ではない設計事務所と共同企業体（JV）を組む場合に、参加表明書の記入方法をお示しく下さい。</p> <p>代表者（会員）分のみでよいのか、参加する設計事務所分全て提出するのか（例：3社の場合は表明書3枚）、一枚にまとめて記入するのか（例：A設計事務所・B設計事務所共同企業体）、会員以外は協定書の写しのみでよいのか等。</p> <p>②共同企業体（JV）として設計チームを組む場合に、建設会社（設計部門を持つ所謂ゼネコン）がメンバーとして参加してもよろしいでしょうか。また、設計チームに建設会社が入った場合、その建設会社は工事の入札に参加できるでしょうか。</p> <p>③共同企業体（JV）を組む上での協定書に記載すべき項目をお示しく下さい（例：出資比率、業務内容、期間などどの程度までの協定が必要か）。</p>	<p>①共同企業体を組む場合の参加表明書の記入は、共同企業体の代表者とします。</p> <p>参加表明書は1枚となります。</p> <p>参加表明書に、協定書の写しを添付してください。</p> <p>②設計チームにゼネコンが参加しても結構です。工事の制限は設けていません。</p> <p>③質問番号1を参照ください。</p>
7	<p>①応募資格等</p> <p>②締切時刻</p>	<p>①応募者、共同企業体の構成員、また、それらの協力会社が大分県 CLT 等利用促進協議会の会員で、製造関係者、建築関係者に該当する場合で、本プロポーザルに当選した場合、施工に関わる機会を失うことはないでしょうか。</p> <p>②参加表明書（10/16提出）、第1次審査図書（11/18提出）の締切時刻をご教示下さい。</p>	<p>①施工に関わる機会を失うということではありません。（工事の制限は設けていません）</p> <p>②両日とも午後5時30分とします。</p>

8	応募資格	資格要件にて①大分県 CLT 等利用促進協議会の会員（会員が代表者となった共同企業体を含む）とありますが、会員は設計関係に限定されますか。建築関係（施工会社）も含まれると考えてよろしいでしょうか。	設計チームに建設会社（設計部門を持つ所謂ゼネコン）がメンバーとして参加しても結構です。工事の制限は設けていません。
---	------	--	---